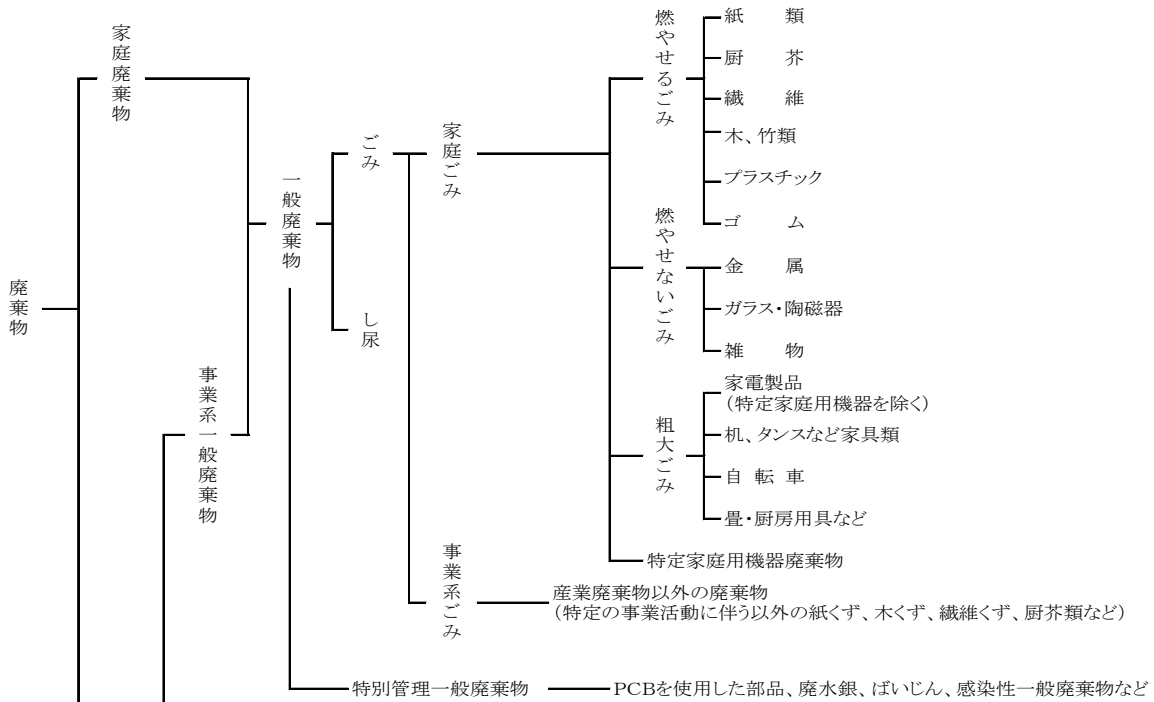


5. 廃棄物の分類



あらゆる事業活動に伴うもの	1	燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃の排出物など
	2	汚泥	工場排水処理や製造工程で排出される泥状のもの
	3	廃油	潤滑油・洗浄油などの不要になったもの
	4	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、各種有機酸類など酸性の廃液
	5	廃アルカリ	廃ソーダ液、金属石けん液などアルカリ性の廃液
	6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど
	7	ゴムくず	天然ゴムのくず
	8	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	9	ガラスくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くずなど
	10	鉱さい	鋳物廃砂、高炉・平炉・電気炉など残さい、不良鉱石など
	11	がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリート片など
	12	ばいじん	工場や焼却施設の排ガス処理で得られるばいじん
特定の事業活動に伴うもの	13	紙くず	紙製造業、紙加工品製造業、出版業、印刷加工業、などの特定の業種から排出される紙くず
	14	木くず	工作物の除去に伴って生じた木くず、木材・木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業など特定の業種から排出される木くず
	15	繊維くず	繊維製品製造業以外の繊維工業から排出される天然繊維くず
	16	動植物性残渣	食品製造業、医療製造業、香料製造業で原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
	17	動物系固形不要物	と畜場における獣畜のと殺・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物
	18	動物のふん尿	畜産農業から排出されるふん尿
	19	動物の死体	畜産農業から排出される家畜の死体
20	13号廃棄物	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	
21	輸入された廃棄物	航行廃棄物、携帯廃棄物を除く外国から輸入された全ての廃棄物	

特別管理産業廃棄物 ————— pH2以下・pH12.5以上の廃酸・アルカリ、感染性産業廃棄物、廃石綿など